　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年9月8日

保険薬局　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　磐田市立総合病院　薬剤部

後発医薬品への変更調剤及び一般名処方の調剤に係る情報提供について

平素よりお世話になっております。

保険薬局より処方箋を発行した保険医療機関へ調剤した銘柄等に係る情報提供をすることが義務付けられており、当院では「後発医薬品調剤情報提供書」による提供をいただいております。しかしながら、当該医療機関との間で調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否に関してあらかじめ取り決められている場合はこの限りではありません。

このたび、当院では銘柄処方に係る処方箋について後発医薬品への変更調剤を行ったとき又は一般名処方係る処方薬について調剤を行ったときに保険薬局からの銘柄等に係る情報提供を令和4年10月1日より不要といたします。

なお、後発医薬品の銘柄変更調剤についても従来通り情報提供は不要です。

ご理解ご協力いただきますようお願い致します。